

# 平成26年度当初予算編成方針（ポイント）

H25.10.25

## ■基本的な考え方

### 1 持続可能な財政運営に向けた財政規律の遵守

※事業の自己点検を踏まえた予算要求を行うこと。

※一般政策予算については、各部局ごとに示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、節度ある財政運営に向けて一定の削減措置を講じる。

### 2 当面する重要な政策課題に的確に対応

※原則、「知事と部局長との政策協議」で議論された、当面する重要な政策課題に対応するものについては、各部局毎に示す一般財源総額を超えて要求できるものとする。

## ■主なポイント

- ・一般政策予算から、維持等を除いた額に対して5%削減し、配分する一般財源総額の基礎とする。
- ・消費税率引上げの影響については、以下のとおり取り扱う。
  - 課税対象である使用料及び手数料については、適正な転嫁を行うこと。
  - 歳出については、消費税率引上げを反映した要求を行うこと。
- ・スクラップアンドビルドを徹底するため、原則として1所属（各課室）1以上の事業についてスクラップアンドビルド（単なる事業の廃止も含む。）を行うことを求める。
- ・また、現地機関の実情を十分把握したうえで、その声を反映した予算要求を行うこと。

# 平成26年度当初予算編成方針

H25.10.25

総務部

総合企画部

## 1 当初予算編成の前提となる財政状況

### ○本県財政の状況

- ・本県の財政状況は、「岐阜県行財政改革アクションプラン」の取組みにより持続的な財政運営の道筋がきつきつあり、当面の政策課題に対応しつつ、必要な歳出抑制を継続するメリハリのきいた財政運営を行うことで、各年度の予算編成を行うことができる状況となっている。
- ・他方で、昨今の経済情勢には回復の兆しが見え始めているものの、消費税率の引上げに伴う地方財政収支の動向が不透明であるなど一般財源総額の動向が定まらない中で、各年度30億円から50億円の自然増が見込まれる社会保障関係経費に対処することに加え、成長・雇用戦略の展開や安全・安心の社会づくりなどの様々な政策課題への対応を検討しなければならない。
- ・また、地方財政計画の歳出特別枠の動向にも注視しなければならない状況にもあるなど、本県財政は、例年以上に不透明で多くの課題を抱えている状況にある。

### ○国の予算編成状況

- ・総務省より先に示された「平成26年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、「中期財政計画」及び「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえ、社会保障費の増や地方公務員給与の復元などを見込み、財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。
- ・その中で、地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要となる財源として適切に確保するとされているところであるが、対前年度伸び率は1.8%の減となり、逆に交付税の振替財源である臨時財政対策債が5.3%増加する試算となっている。
- ・この仮試算は、消費税率引上げの影響は盛り込んでいない仮置きの数値であり、国の予算編成過程で調整されることとされているため、今後その動向を十分注視していく必要がある。

## ○今後の行財政運営の方針

- ・「本県財政の状況」で示したとおり、経済情勢や国政策の動向など、地方財政を取り巻く環境は例年以上に不透明であり、本県財政はこれまでの行財政改革の取り組みにより、財政の健全化に一定の目処がつきつつあるものの、依然として厳しい財政状況にある。
- ・このため、引き続き行財政改革の努力を行い、持続的な財政構造を構築すべく、節度ある財政運営に努め、財政規律を遵守する必要がある。
- ・他方で、県民目線で重要な政策課題にも十分目配りしながら、対応が必要な政策課題については、積極的に対応していかなければならず、持続的な財政運営と直面している政策課題への対応の双方を心掛けたメリハリの利いた予算編成を行わなければならない。

## 2 当初予算編成の考え方

### (1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

#### ○持続可能な財政運営に向けた財政規律の遵守

- ・「事業の自己点検の実施について」（平成25年8月1日付け行第83号）を踏まえた予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、各部局毎に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、節度ある財政運営に向けて一定の削減措置を講じる。

#### ○当面する重要な政策課題に的確に対応

- ・原則、「知事と部局長との政策協議」で議論された、当面する重要な政策課題に対応する事業については、各部局毎に示す一般財源総額を超えて要求できるものとする。

### (2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

#### ① 「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・予算要求基準を遵守のうえ、「事業の自己点検」を踏まえた予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲で予算要求すること。なお、この一般財源総額を算定する際、維持等を除き5%削減した額を配分の基礎とする。
- ・要求にあたっては、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減策をとらないこと。
- ・平成25年度に重要政策課題として予算計上した事業のうち、継続実施が必要な事業については、この一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、この平成25年度重要政策事業にも一般政策予算通常分同様、5%の削減措置を講じることとする。
- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行うこと。

- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・なお、予算要求基準を踏まえた要求であっても、総務部において内容を再度精査した上で、メリハリのある予算を編成する予定である。

## ②消費税引上げの影響について

- ・消費税率引き上げの影響については、以下のとおり取り扱う。
  - 課税対象である使用料及び手数料については、適正な転嫁を行うこと。なお、詳細は別途通知する予定。
  - 歳出については、消費税率引上げを反映した要求を行うこと。

## ③スクラップアンドビルドの徹底

- ・事業の固定化を防止し、新陳代謝を促進するため、原則として1所属（各課室）1以上の事業についてスクラップアンドビルド（単なる事業の廃止も含む。）を行うこと。

## ④重要政策事業について

- ・当面する重要な政策課題に対応する事業については、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。
  - ※原則ソフト事業を対象（1千万円未満のハード事業含む。）
- ・上記事業については、原則として「知事と部局長との政策協議」で議論された政策課題の洗い出しに対する主要事業に厳選すること。
- ・国補正基金終了後も引き続き実施を希望する事業についても、重要政策事業として取り扱う。

## ⑤周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、各部局における財源捻出は不要とする。なお、この周期事業の詳細は別途通知する予定。

## ⑥基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
  - （各部に提示する一般財源総額には含まない。）
- ・また、「ふるさとぎふ再生基金」事業については総合企画部と、「清流の国ぎふ森林・環境税」事業については林政部と調整を経た後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長などの見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑦国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1/2 程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫 10/10 事業であっても、人的負担が伴うことを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

⑧過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒しして対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑨「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・また、RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

⑩現地機関の実情把握

- ・本庁各課においては、予算要求に際して、現地機関の実情を十分把握し、その声を反映した予算要求に努めること。

⑪特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑫債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること。

⑬予算編成過程の公開について

- ・予算編成の透明度を一層高めるため、予算編成過程を公開することとしており、その中で、各事業毎にこれまでの取組状況や成果について公開することとしているので、所管課においては、事業の目的や取組の評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。

## 事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により更なる歳出削減があり得るものであること。

いずれの項目においても、「事業の自己点検」を反映させて要求すること。

### 1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組の評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

#### (1) 一般政策予算

- ・ 予算要求基準を遵守のうえ、「事業の自己点検」を踏まえた予算要求を行うこと。
- ・ 一般政策予算については、別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲で予算要求すること。なお、この一般財源総額を算定する際、維持等を除き5%削減した額を配分の基礎とする。
- ・ 要求にあたっては、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減策をとらないこと。
- ・ 平成25年度に重要政策課題として予算計上した事業のうち、継続実施が必要な事業については、この一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、この平成25年度重要政策事業にも一般政策予算通常分同様、5%の削減措置を講じることとする。

#### (2) 個別調整経費

- ・ 「公共枠」「県単枠」「森林整備特別事業」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行うものであること。

#### (3) 重要政策事業

- ・ 原則として「知事と部局長との政策協議」を経た当面する重要な政策課題に対応する事業については、所要額を要求すること。
- ・ 原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業含む）であること。
- ・ 国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業についても、重要政策事業として要求すること。

#### (4) 県費1千万円以上の投資的経費

- ・ 可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・ 新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

#### (5) その他の政策予算

- ・ 「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「社会保障関係経費」「指定管理者制度導入施設関連事業」「ふるさとごふ再生基金事業」「清流の国ごふ森林・環境税事業」については、個別事業毎の削減率は設定しないが、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

### 2 非裁量予算

- ・ 所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

### 3 管理予算

- ・ 「人件費」のうち、職員給与費については、従来のルールに基づき、要求すること。
- ・ その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

# 事業分類体系

事業分類		略名	定義
政策予算	個別調整事業	公共枠	公共枠 公共枠として枠的に予算措置する事業
		県単枠	県単枠 県単枠として枠的に予算措置する事業
		私学振興補助金	私学振興 私学振興枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業	学校建設 学建枠として枠的に予算措置する事業
		森林整備特別事業	森林整備 森林枠として枠的に予算措置する事業
		単独交通安全整備事業	単独交安 単独交安枠として枠的に予算措置する事業
		スポーツ振興事業	スポーツ振興 スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
	特定政策予算	県費1千万円以上の投資的事業	1千万以上 県費1千万円以上の投資的事業（毎年度、経常的に一定額を計上する事業を除く）
		情報システム開発経費	情報開発 情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）
		情報システム保守管理経費	情報保守 情報システム保守管理経費（債務負担行為設定に係る事業に限る）
		特別会計への繰出金等	特会繰出金等 特別会計への繰出金等
		社会保障関係経費	社会保障 社会保障関係経費（県単独福祉医療費助成制度）
		指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者 指定管理者制度導入施設関連事業
		ふるさとごふ再生基金対象事業	再生基金 ふるさとごふ再生基金事業として公募で決定された事業
		森林・環境税関連経費	森林環境税 清流の国ごふ森林・環境税を財源とした事業
	一般政策予算	一般政策経費（通常分）	一般政策通常分 一般政策予算のうち、他に分類される事業を除く事業（平成25年度重要政策事業を含む）
		一般政策経費（維持管理費等）	一般政策維持 施設や組織の維持・管理に要する経費
一般政策経費（全国負担金・拠出金）		一般政策負担金 全国的に集約して行う事務等に係る負担金又は拠出金で、県費1千万円以上のもの	
一般政策経費（債務負担行為設定済事業）		一般政策債務 債務負担行為設定済みの事業で、県費1千万円以上のもの	
重要政策事業	当面する重要な政策課題に対応する事業	重要政策課題 当面する重要な政策課題に対応する新規事業（原則ソフト事業）	
	基金終了後継続事業	基金終了後継続 国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業	
非裁量予算		非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業
管理予算	人件費	人件費	特別職給与・報酬、一般職給与、非常勤専門職報酬、OB職員の団体への補助、外郭団体等ブローパー職員の人件費補助
	公債費	公債費	公債費
	税交付金等	税交付金等	税の市町村交付金等
	その他管理予算	管理その他	予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）